書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第６３号
山口県防府市大字大崎1377番地の１
破産者　縄田　智章
異議申述期間　平成25年11月27日まで
平成25年10月28日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
山口県周南市西松原３丁目１―17
破産者　株式会社ジャスト
異議申述期間　平成25年11月28日まで
平成25年10月28日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県桐生市相生町５丁目204番地16
清算株式会社　株式会社ユーリカ
代表清算人　小川　昌幸
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（ヒ）第８号
大分市大字廻栖野2231番地
清算株式会社　株式会社ＫＮ
代表清算人　江川　清一
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第９号
鳥取県西伯郡大山町赤松2459番地130
清算株式会社　株式会社ＤＪＣ管財
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所米子支部

決議に付する決定

平成２５年（再）第１号
熊本県上天草市姫戸町姫浦3033番地の22
再生債務者　有限会社割烹旅館魚勝
１　決議に付する計画案　平成25年９月９日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年11月29日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月22日
平成25年10月25日
熊本地方裁判所民事第１部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
和歌山市紀三井寺800番地
再生債務者　南海観光開発株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年10月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再）第２号
広島市中区大手町４丁目２番16号
再生債務者　一般財団法人広島県農林振興センター
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第１号
長崎市住吉町15番７号
再生債務者　株式会社ニル
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月18日までに書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年10月23日　長崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
青森市新町１丁目１番23号
再生債務者　有限会社青森グランドホテル
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年10月25日
青森地方裁判所第２民事部

平成２１年（再）第１号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　株式会社ヨシダコーポレーション
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行、認可決定確定後３年経過
平成25年10月23日　佐賀地方裁判所武雄支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１１９号
埼玉県戸田市大字新曽317番地の１　ダイアパレス戸田駅南302号室、前住所埼玉県吉川市美南３丁目７番地９　レオネクストハーベストハウスⅡ305号室
再生債務者　里　　毅
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５５号
埼玉県八潮市緑町２丁目10番地13
再生債務者　荒井　佑貴
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２１号
千葉県山武市美杉野１丁目８番地１
再生債務者　越川　　実
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２７号
千葉県東金市東新宿９番地６　広田アパートＢ―101
再生債務者　北田　　廣
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第３２号
千葉県旭市見広1892番地３
再生債務者　嶋田　哲夫
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第３８号
岐阜市宇佐２丁目１番16―３号
再生債務者　平野　元久
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月２日から平成25年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第４２号
静岡県牧之原市細江724番地１
再生債務者　良知　博之
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月27日から平成25年12月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２５号
長崎県長崎市琴海形上町1083番地２
再生債務者　田川しのぶ
１　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月２日から平成25年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係